

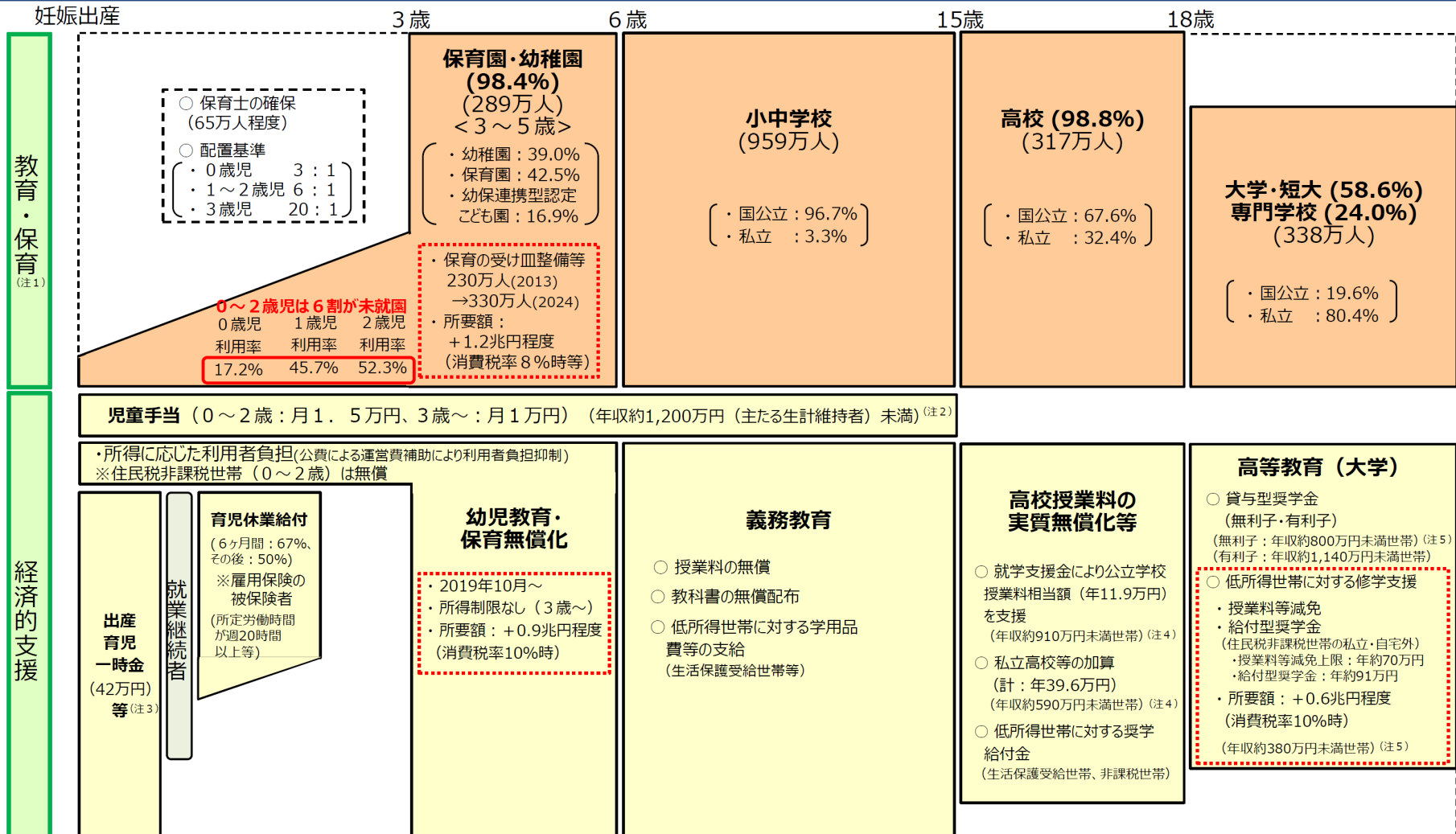
参考資料集

(経済的支援関係)

令和5年2月7日
内閣官房こども家庭庁設立準備室

こどもの教育・保育と経済的支援

○ 近年、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）などの子育て支援を充実してきたが、**現行制度では、低年齢期（0～2歳）の支援が相対的に手薄**となっている。



(注1) 計数は2019年度。高校、大学・短大、専門学校の () 内の比率は、それぞれ、2019年度末の中学校等から高等学校等への進学率、高等学校等から大学、専門学校への進学率。小中学校、高校の人数及び国公立・私立の比率は、それぞれ、小学校及び中学校、高等学校の在学者数 (中等教育学校等は含まれていない)。大学・短大、専門学校の人数及び国公立・私立の比率は、大学のうち学部、短期大学、高等専門学校、専門学校の在学者数。
 (注2) 児童手当の支給額は、主たる生計維持者の年収が960万円以上1,200万円未満の場合、一律5千円、年収1,200万円以上の場合には支給対象外。
 (注3) 出産育児一時金等には、出産育児一時金のほか、被用者保険の被保険者に支給される出産手当金 (産前6週、産後8週: 67%) がある。
 (注4) 高校授業料の実質無償化等の支給上限額、年収基準は、全日制に通う場合において、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。
 (注5) 貸与型奨学金の家計基準は、私立自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合。低所得世帯に対する修学支援の所要額は令和4年度予算 (公費) ベース。

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談

(*1)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

面談

(*2)

出産・産後

面談

(*3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*1) 子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

(*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援
・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

◀経済的支援の対象者▶ 令和4年4月以降の出生 ⇒ 10万円相当

◀経済的支援の実施方法▶ 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

令和5年度当初予算(案) ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

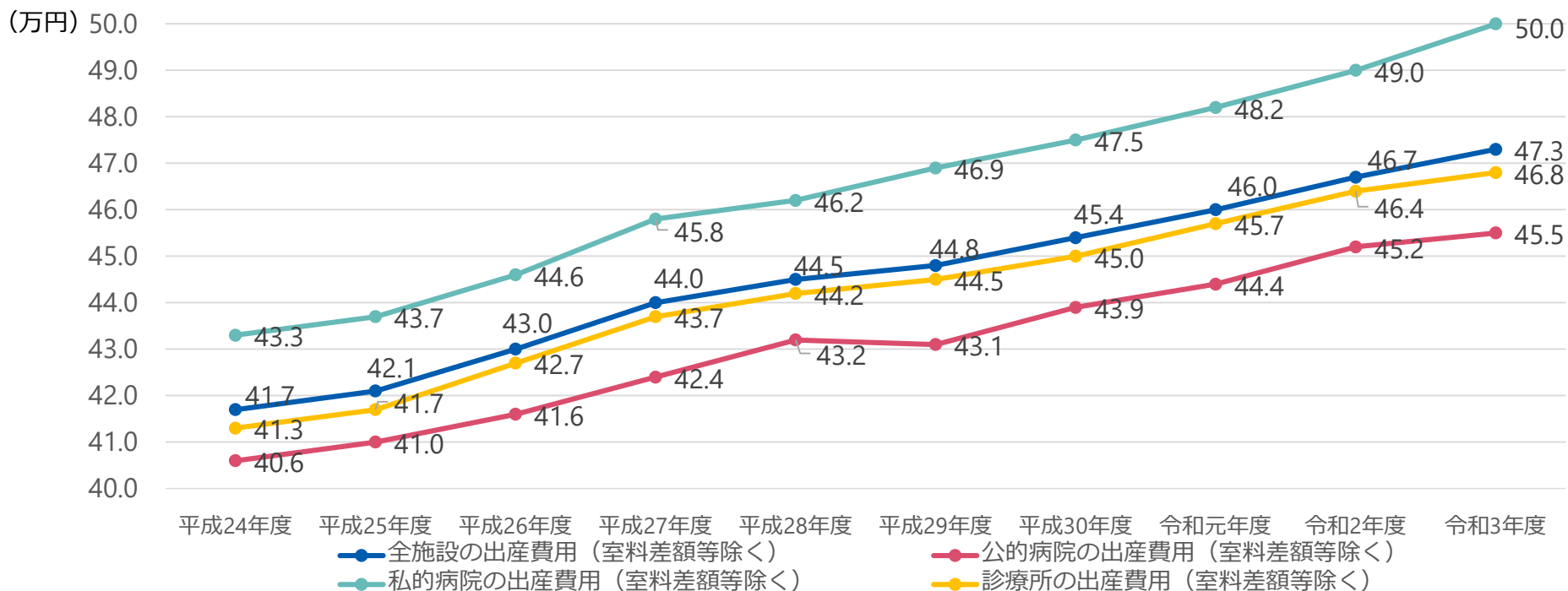
○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

出産育児一時金の引上げ額について

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
 - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
 - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※））+ 1.2万円（産科医療補償制度の掛金）= 49.2万円となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。

(※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向 (2020年人口動態統計)

出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

- 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入。**

※後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

(参考) 老人保健制度（高齢者医療制度創設前）

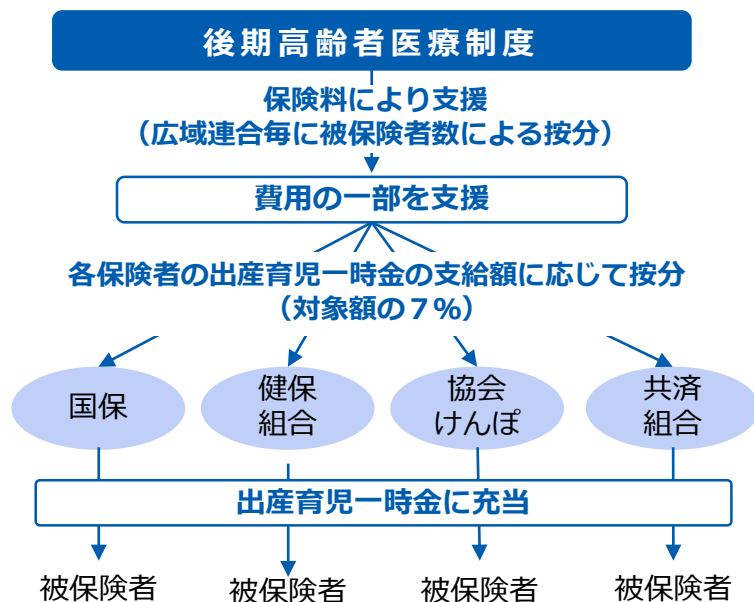
75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。

- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定。**

※次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである令和6年4月から導入（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。

※高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

見直しのイメージ



■ 導入時点（令和6年度）

- 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。**

→ 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）
 \div 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

<令和6年度の所要保険料（推計）>

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

■ 出産育児一時金への充当方法

- 出産育児一時金の支給実績の確定後に後期高齢者医療制度からの支援を受けるとした場合、支援を受けるまでに時間がかかることから、**支給見込みに応じて概算で支援を受け、支給実績を踏まえて確定（概算との精算）を行う仕組みとする。**
- 後期高齢者医療制度からの実際の支援は、保険者の事務を簡素にするため、後期高齢者支援金と相殺する。

児童手当制度の概要

令和5年度予算額案

1兆2,199億円（1兆2,588億円）

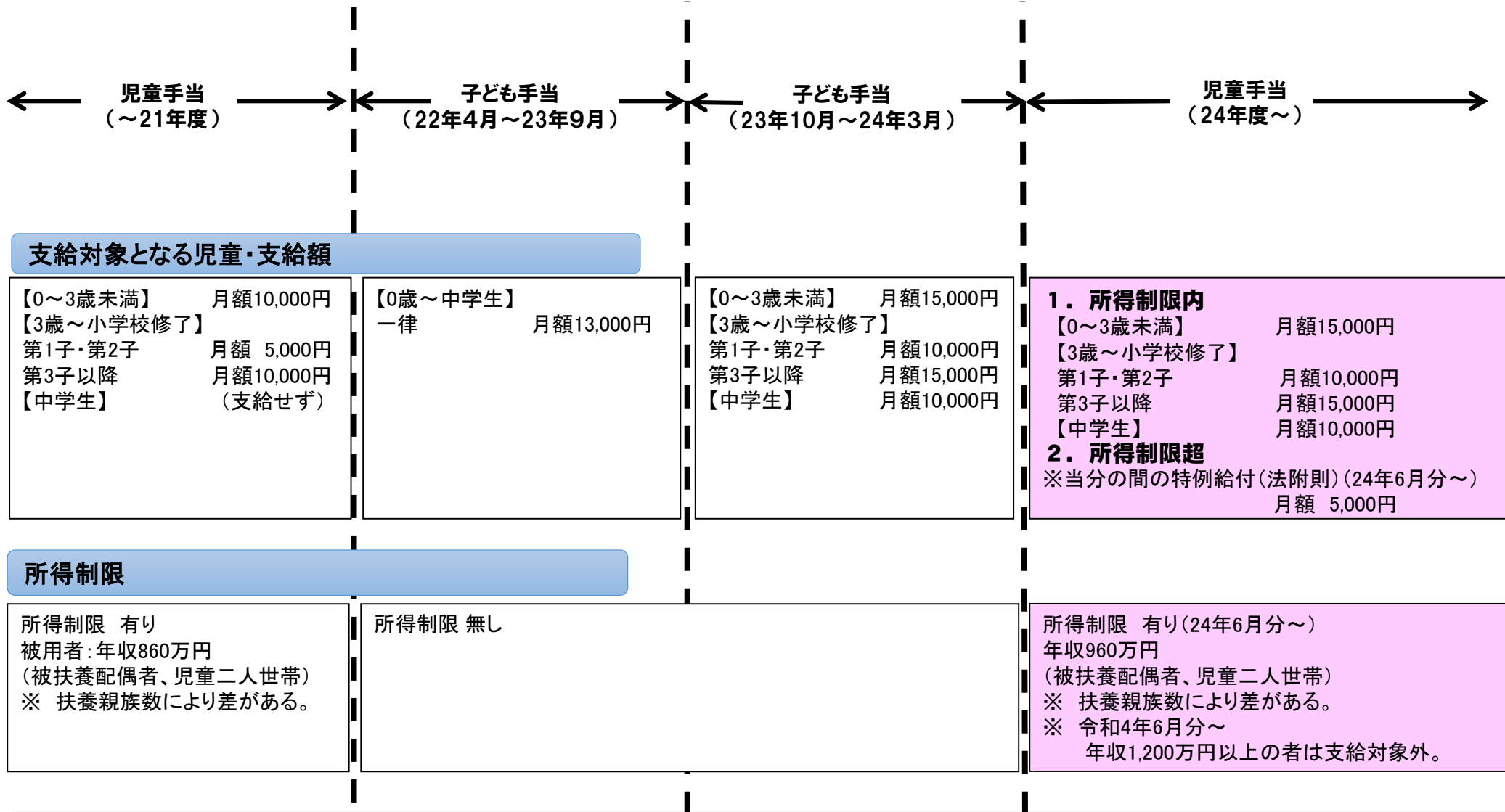
1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																			
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																			
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																			
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成</p> <p>※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳～3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳～中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>					被用者		非被用者		公務員	0歳～3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	3歳～中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3
		被用者		非被用者		公務員																																
0歳～3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3																																
3歳～中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3																																
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,442億円 (1兆9,988億円)</p> <p>(内訳)国負担分 : 1兆 637億円(1兆 951億円) うち特例給付 349億円</p> <p>地方負担分 : 5,318億円(5,476億円) うち特例給付 175億円</p> <p>事業主負担分 : 1,562億円(1,637億円)</p> <p>公務員分 : 1,924億円(1,925億円) うち特例給付 29億円</p> <p>※()内は令和4年度予算額</p>																																					

児童手当に関する制度改正の経緯



※ 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止
(所得税: 23年分～、住民税: 24年度分～)

諸外国の児童手当制度の比較

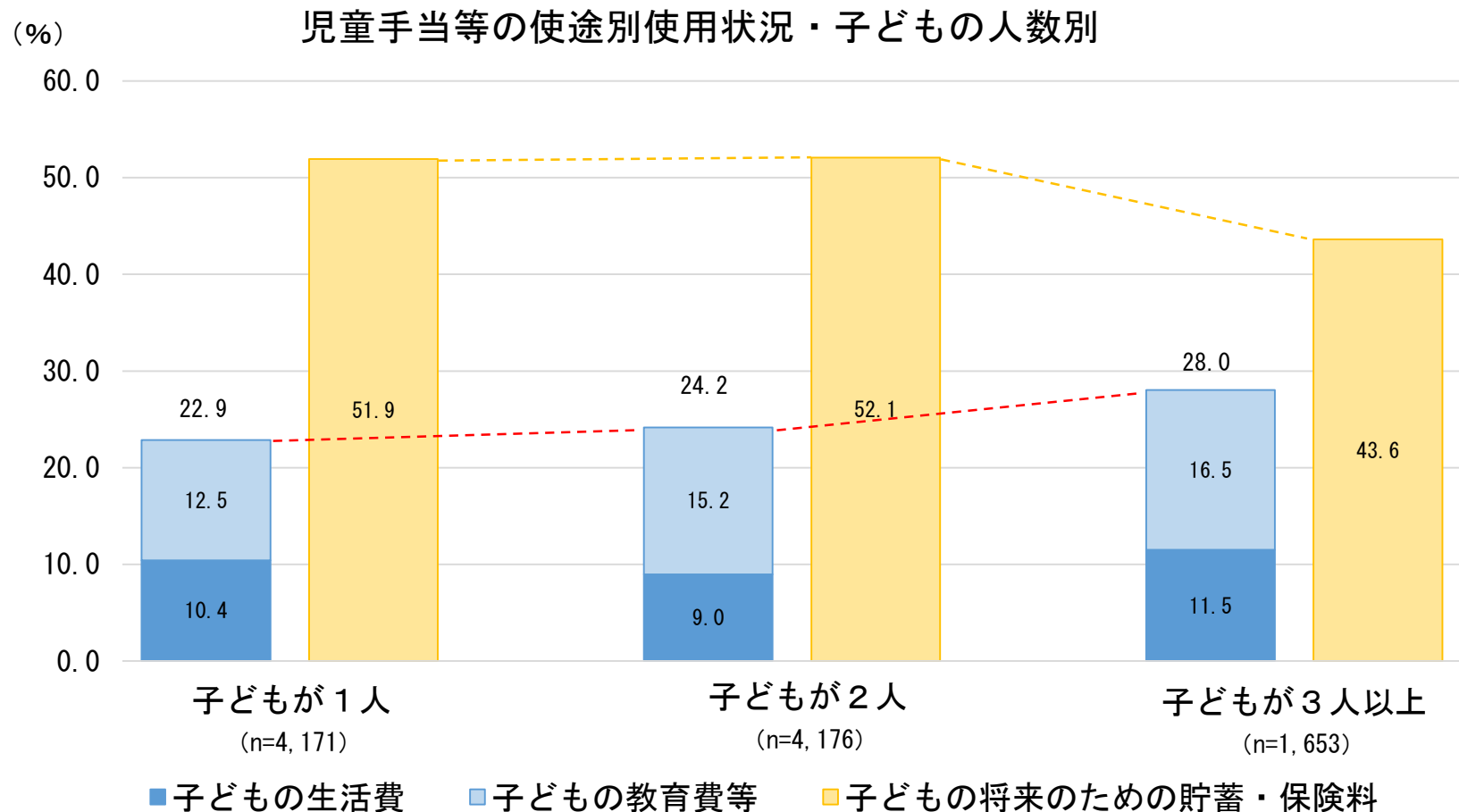
	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	アメリカ
名称	児童手当	児童手当 (Kindergeld)	家族手当 (Allocations familiales)	児童手当 (Child Benefit)	児童手当 (Barnbidrag)	制度無し
支給対象	・第1子から ・中学校修了まで	・第1子から ・18歳未満 (失業者は21歳未満、 学生は25歳未満、 25歳到達前の障害で就 労困難の場合は無期限)	・第2子以降 ・20歳未満	・第1子から (学生又は就労訓練 中の者は20歳未満)	・第1子から ・16歳未満 (学生は18歳まで)	
支給月額	3歳未満 1.5万円 3歳以上小学校修了前 1.0万円 (第3子以降1.5万円) 中学生 1.0万円	第1・2子 219€ 第3子 225€ 第4子以降 250€	第2子 132.08€ 第3子以降 169.22€ ※14歳以上に加算有り +66.04€	第1子 21.15 £ /w 第2子以降 14.00 £ /w ※給付額の基準は週単 位	第1子 1,250SEK 第2子 1,400SEK 第3子 1,830SEK 第4子 2,260SEK 第5子以降 2,500SEK	
所得制限	有り 年収960万円以上1,200 万円未満の者に対しては、 当分の間の特例給付とし て、一律0.5万円を支給。 ※配偶者(年収103万円 以下)及び児童の数に応じ て基準年収が変動 (上記は配偶者と児童2 人の場合)	無し	有り(2015年7月～) ・50%減額 年収70,074€ 超 ・75%減額 年収93,399€ 超 ※子の数に応じて変動 (上記は子2人の場合)	有り 年収50,000 £ を超える所 得者を世帯に含む場合は、 超過額に応じて支給額が 課税対象となる。 ※課税額は児童手当の 額を超えない。	無し	

(出典)厚生労働省「2021年 海外情勢報告」

(参考) 1ユーロ(€)=143円、1ポンド(£)=165円、1スウェーデンクローネ(SEK)=13円(令和5年2月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

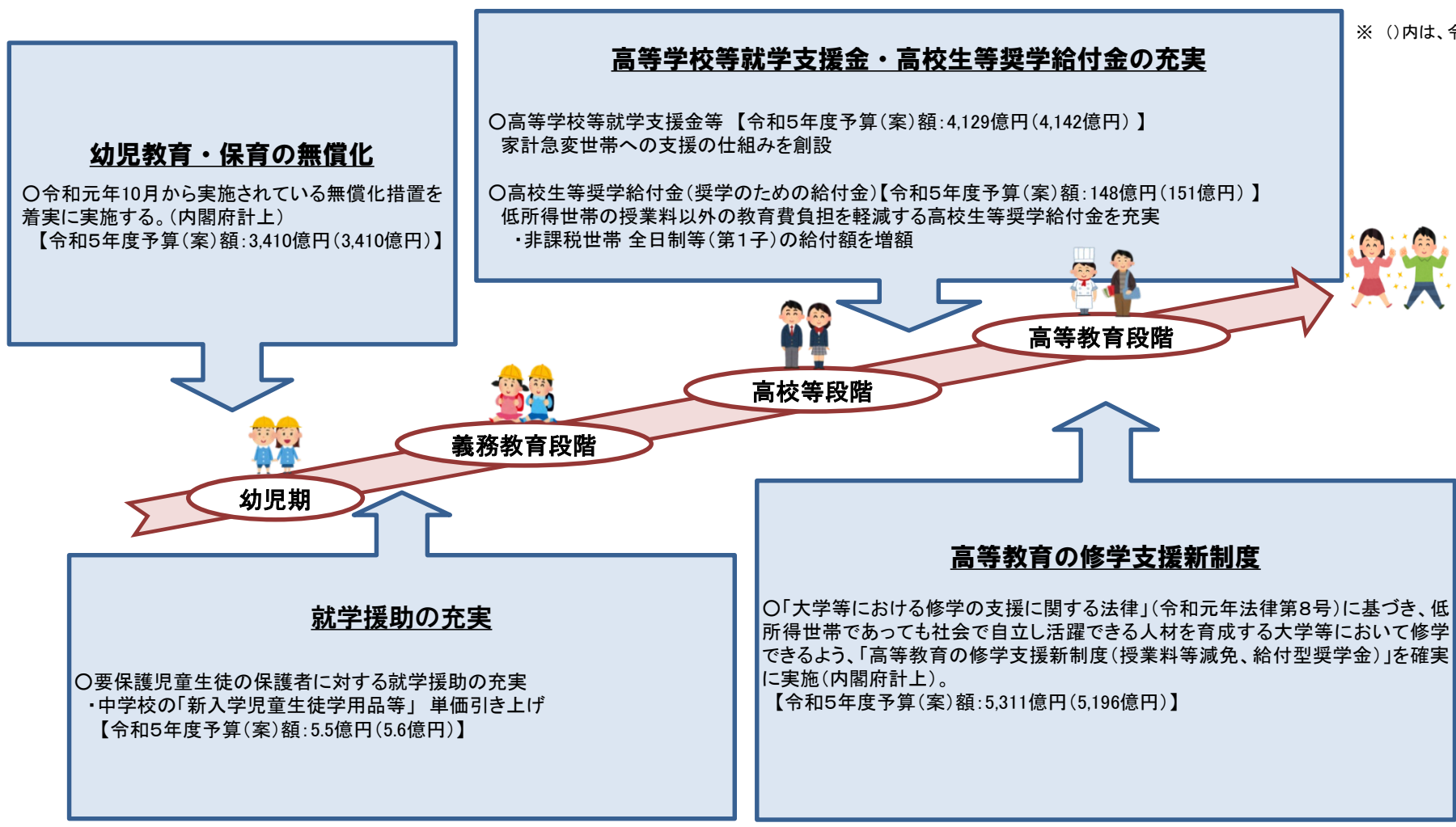
児童手当等の使途別使用状況

- 児童手当等をどのような使い道に使ったか（使う予定か）を複数回答で聞いたところ、「子どもの生活費」・「子どもの教育費等」に使ったとした回答の合計割合は、子どもの人数が増えるほど増加した。
- 「子どもの将来のための貯蓄・保険料」に使ったとした回答の割合は、子どもの人数が3人以上になると減少した。



幼児期から高等教育段階までの教育費負担軽減の現状

※ ()内は、令和4年度予算額



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

幼児教育・保育の無償化（概要）

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（令和5年度予算案は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分	歳児クラス	保育料 (月額)
特定教育・保育施設	教育・ 保育給付	1号 3歳～5歳 (施設型給付を受ける幼稚園、 認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号 共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号 共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園等		3歳～5歳 (施設型給付を受けない 幼稚園等)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育 施設等		共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
		共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収

<無償化後>

認定区分	保育料 (月額)	預かり保育事業等利用料 (月額)	
教育・ 保育給付	1号 所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	預かり保育事業等利用料 (月額)
	2号 所得にかかわらず 0円(不徴収)		所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	3号 市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)		
施設等 利用給付 (新設)	1号 所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号 所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		
	3号 市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		

預かり保育事業を実施していない場合
や十分な実施水準ではない場合、
預かり保育事業利用料の残額の範囲で
認可外保育施設等の利用が可能

義務教育段階の就学援助（概要）

令和5年度予算額(案) 545百万円

(前年度予算額 557百万円)



文部科学省

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和3年度 約9万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和3年度 約121万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和5年度予算額（案） 545百万円（前年度予算額557百万円）**
 ・「新入学児童生徒学用品費等」の**単価引き上げ**
 中学校：60,000円 → 63,000円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

高校生等への修学支援

令和5年度予算額（案） 4,283億円
（前年度予算額 4,300億円）



文部科学省



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

412,856百万円（414,154百万円）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

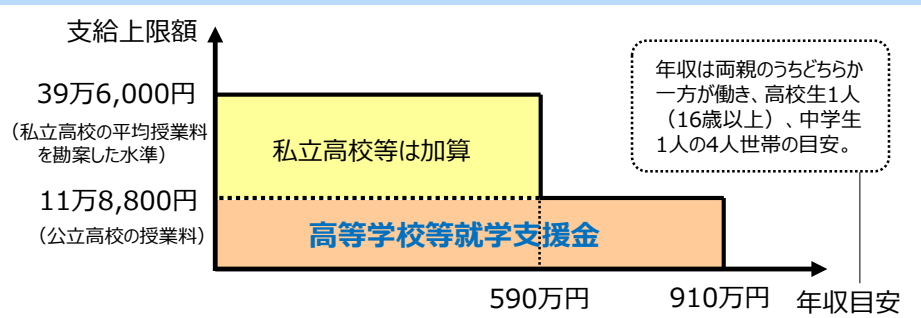
◆ 令和5年度予算案

- ・家計急変世帯への支援の仕組みを創設

※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
海上技術学校



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

14,761百万円（15,111百万円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和5年度予算案

- ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和5年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 ↓ (+3,000円) 117,100円	134,600円 ↓ (+3,000円) 137,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業等に対する補助

715百万円（771百万円）

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）

- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

等

私立学校に通う児童生徒への授業料減免支援

令和5年度予算額(案)
前年度予算額

10億円
11億円



背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

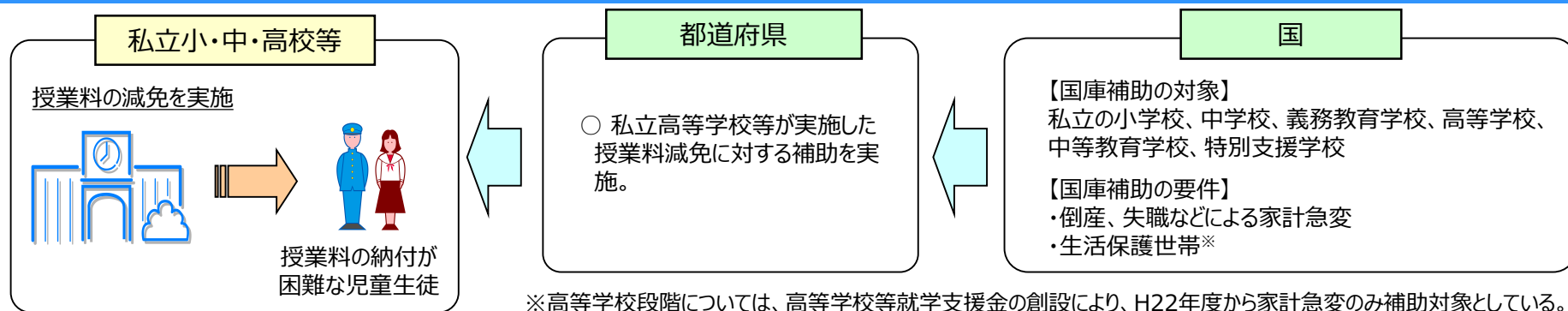


目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和5年度

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援

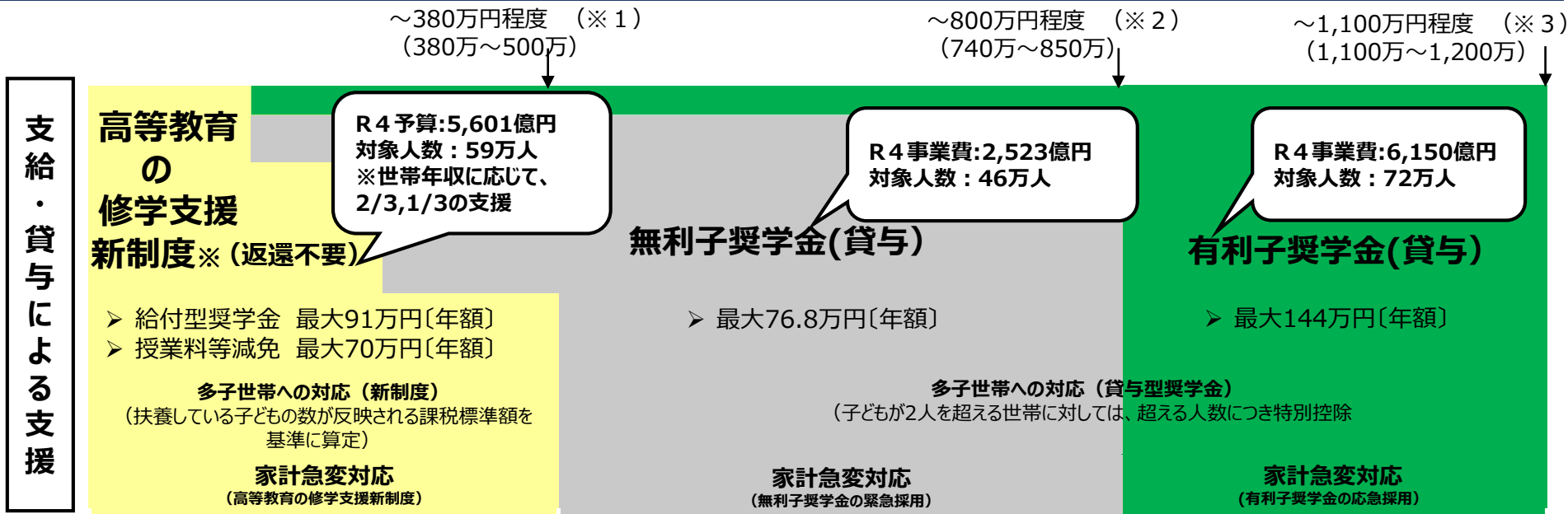
- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで※支援を継続。
※小学校段階の最長6年間又は中学校段階の最長3年間
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円(上限) ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2(学校負担なし)

➔ 入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

◆授業料減免事業

- 主な対象者(左記の支援を除く)：
 - ①生活保護世帯の児童生徒(高等学校段階の生徒は除く)
 - ②東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒(令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る)
 - 支援額：
学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内
- ※高校生等の家計急変世帯への支援については、令和5年度より、「高等学校等就学支援金」において支援できるよう制度改正予定。

奨学金制度の概要（学部生の全体像）



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

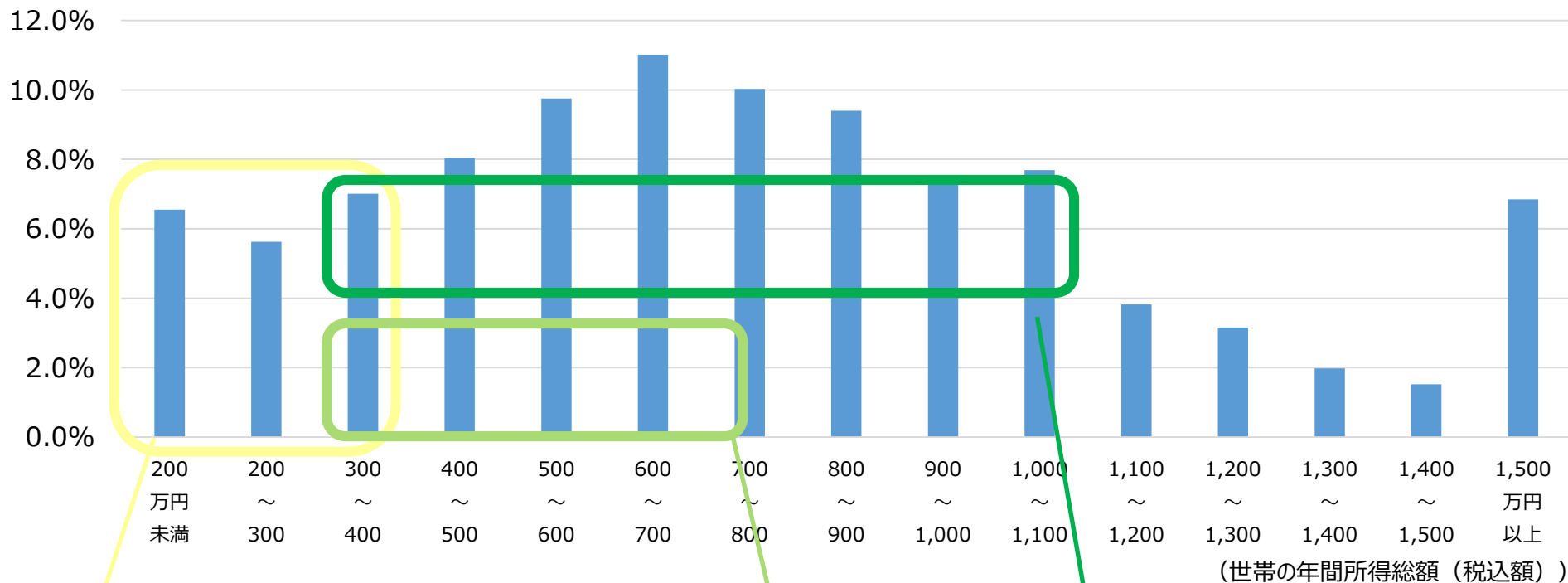
（※1）両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

（※2）（※3）両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

貸与型奨学金の返還支援

無利子に利率はなし	固定利率／変動利率 令和4年3月貸与終了者 〔利率固定：0.369% 利率見直し：0.040%〕
所得連動型返還制度（所得の9%）	有利子に所得連動型返還制度はなし
減額返還制度 （一定期間、当初割賦金額を2分の1あるいは3分の1に減額。 ※年収325万以下（給与所得者）などの場合に対象）	
返還期限猶予制度 ➢ 経済困難（年収300万円以下（給与所得者））等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
返還免除制度 ➢ 死亡または精神若しくは身体の障害	
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 （33府県、487市町村で実施〔R3〕。多くは、3～5年間、当該自治体内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援）	
企業が本人に代わって返還を行う支援（代理返還制度） （一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還（※）することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施）	

全学生数のうち、約3～4割が（独）日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を活用。
また、民間の奨学金も含めると、奨学金制度を利用する学生の割合は、約半数。（※JASSO「令和2年度学生生活調査」）



高等教育の修学支援新制度(給付)

R4 予算：約59万人を対象

※R3実績：約32万人

～400万円未満の学生数に

占める利用率：約56%

(子どもの数、その他の条件により、実際に対象となる年収は、個人によって異なる。)

消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

無利子奨学金

R4 予算：約46万人を対象

※R3実績：約43万人

～約750万円未満の学生数に

占める利用率：約26%

(子どもの数、その他条件により、実際に対象となる年収は、個人によって異なる。)

有利子奨学金

R4予算：約72万人を対象

※R3実績：約68万人

～約1,100万円未満の学生数に

占める利用率：約25%

(子どもの数、その他条件により、実際に対象となる年収は、個人によって異なる。)

(出所) グラフは（独）日本学生支援機構（JASSO）「令和2年度学生生活調査」「家庭の年間収入別学生数の割合（大学昼間部）」より文部科学省が作成。

(注) 各制度は大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、通信課程における支援対象人数を計上。

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度予算額（案） 6,314億円※子ども家庭庁計上予算含む
 （前年度予算額 6,211億円）



文部科学省

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（子ども家庭庁計上）**する。
 また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。**

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
 ※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費として子ども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

- （国等による要件確認を受けた大学等が対象）
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

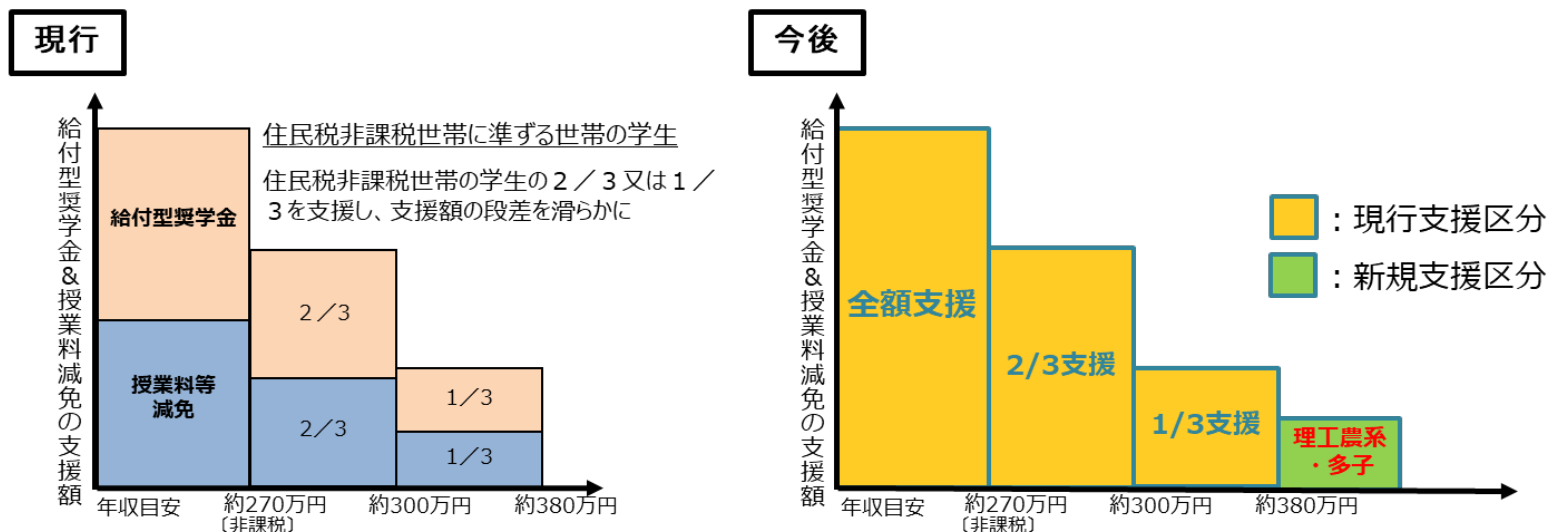
無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	50万3千人	69万3千人
事業規模	2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額	学生等が選択（私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5.4万円	学生等が選択（大学等の場合） 2～1.2万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上（予約採用時）等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 （令和5年度採用者） 私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
	約800万円以下	約1,140万円以下
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） （令和4年11月貸与終了者） 利率見直し 0.077% 利率固定 0.605%

骨太方針2022等を受けた奨学金制度の改正の方向性について

＜修学支援新制度の中間層への拡大＞

- 支援の「第4区分」（図参照）を設ける。所得基準と支援額は、政府部内で調整中。
- 支援対象については、多子世帯の支援は、現に扶養する子供が3人以上の世帯とし、理工農系の支援においては、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる（財源確保の状況とのバランスをふまえ要検討）。
- 理工農系の要素が含まれる学際分野（※）も対象とする。
 ※ 例えば経済学と工学の学問分野をバックグラウンドに設置されるデータサイエンス関係の学部も対象になる。
- 機関要件を厳格化し、大学・短大・高専にあつては直近3年度全ての収容定員8割未満、専門学校にあつては5割未満の学校を対象外とする。ただし、直近の進学・就職率が9割を超える大学・短大・高専や、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める※専門学校は対象とする。
 ※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

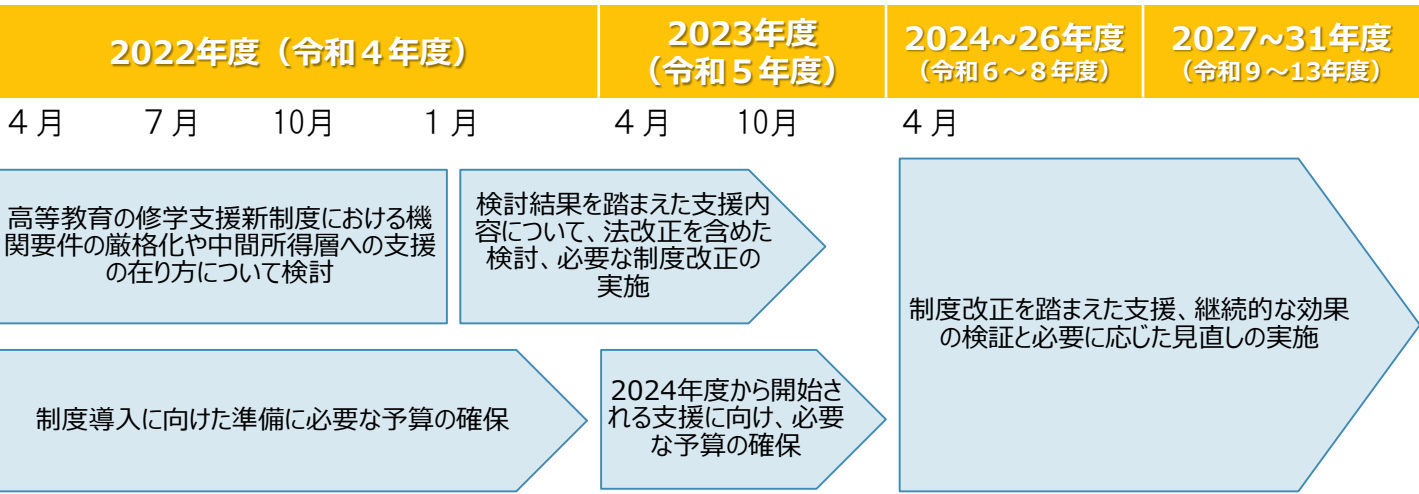
(参考1) 高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限: 約600万円
 (参考2) 修学支援新制度の満額の1/4 (私大自宅外の場合): 40.2万円
 (cf. 高校就学支援金 (私立加算含む): 39.6万円)

教育未来創造会議 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」工程表（令和4年9月2日）【概要】抜粋

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実 —誰もが家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる社会へ—

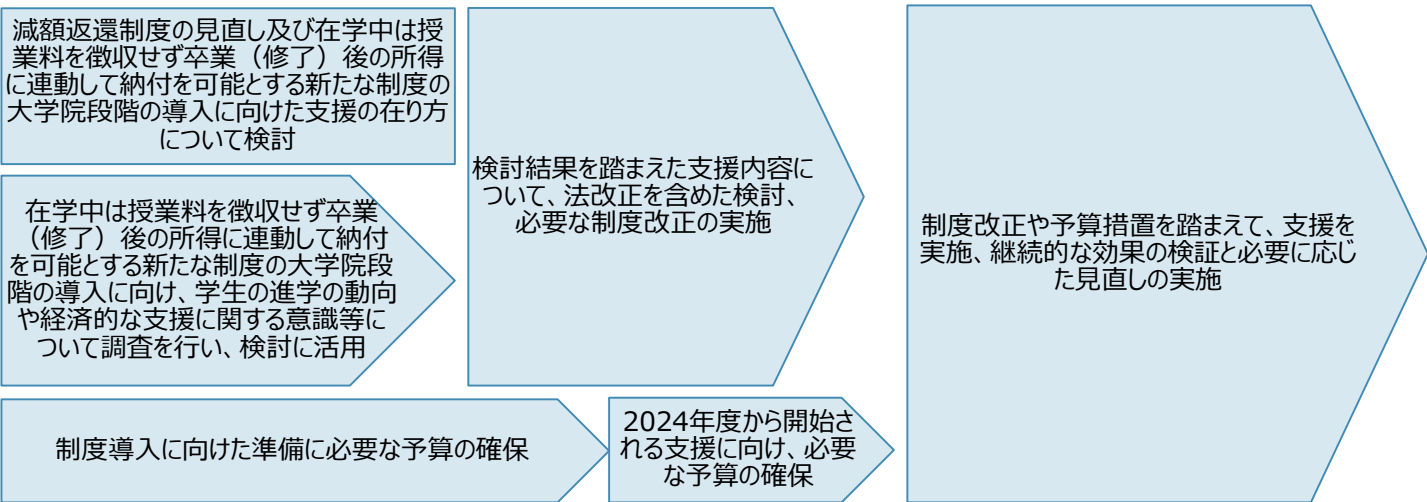
学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し、必要な改善の実施



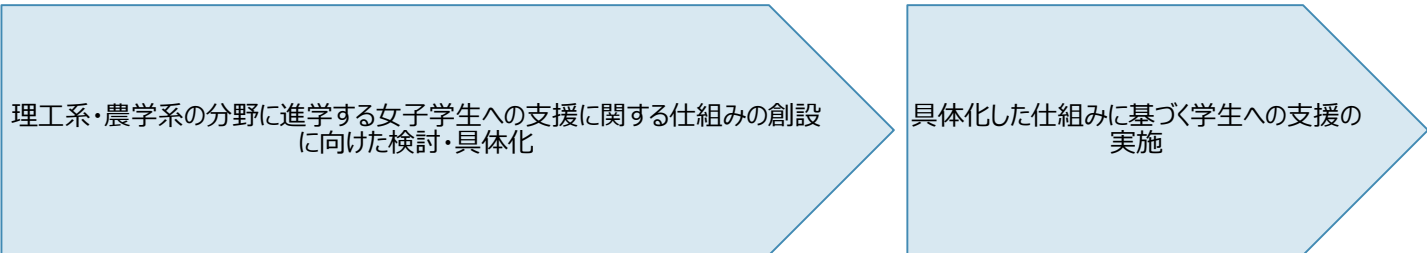
ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

貸与型奨学金における減額返還制度の見直し、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度の導入



官民共同修学支援プログラムの創設

理工系・農学系の分野に進学する女子学生への官民共同の修学支援プログラムの創設



スマートウェルネス住宅等推進事業

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】	新築 1/10等 (上限 70・120・135万円/戸※)	※床面積等に応じて設定
	改修 1/3 (上限 195万円/戸等)	ZEHレベルの整備の場合は1.2倍
	既設改修※ 1/3 (上限 10・35万円/戸等)	

※IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活支援施設】	新築	1/10 (上限1,000万円/施設)
	改修・既設改修※	1/3 (上限1,000万円/施設)

※地域交流施設等の整備

② セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○ 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施

補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設 等

対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省エネ改修工事 等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○ 介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④ 地域生活拠点型再開発事業

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)

補助対象: 調査設計画費、土地整備費、共同施設整備費

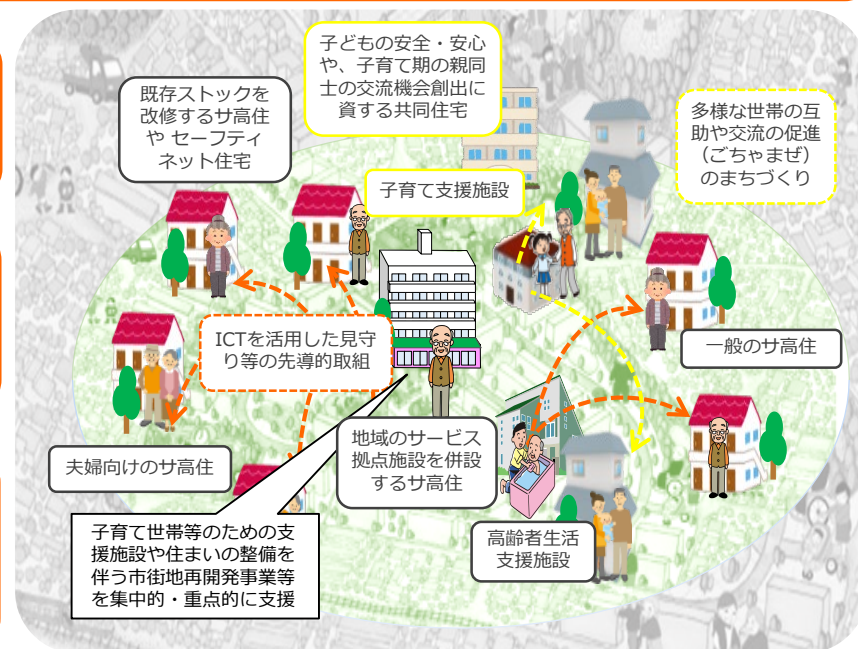
⑤ 子育て支援型共同住宅推進事業

○ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備 (賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修) に対して支援を実施

補助率: ①「子どもの安全確保に資する設備の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限100万円/戸)

②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限500万円/戸)

※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。

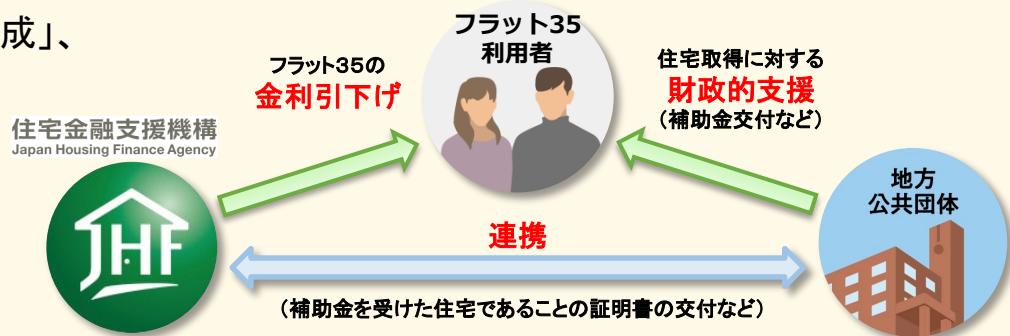


「フラット35地域連携型」の概要

ずっと固定金利の安心
【フラット35】

制度の概要

○「子育て支援」、「UIJターン」、「コンパクトシティ形成」、「空き家対策」、「防災対策」、「地域産材使用」、「景観形成」の7テーマについて、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援。



●フラット35地域連携型の種類

			金利の引下げ幅
子育て支援	・ 子育て世帯が住宅を取得する場合		当初10年間 ▲0.25%
空き家対策	・ 空き家を取得する場合		当初5年間 ▲0.25%
UIJターン	・ UIJターンを契機として住宅を取得する場合		
地域産材使用	・ 地域産材を使用した住宅を取得する場合		
防災対策	・ 防災・減災対策に資する住宅を取得する場合		
コンパクトシティ形成	・ 居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合		
景観形成	・ 街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合		

●フラット35地域連携型の実績※

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
270 件	949 件	1,252 件	1,117 件	887 件

※ 令和2年度以前の地域連携型実績は、令和3年度から統合された、当時の「子育て支援型」と「地域活性化型（地方移住支援除く）」の合計。

住宅セーフティネット制度

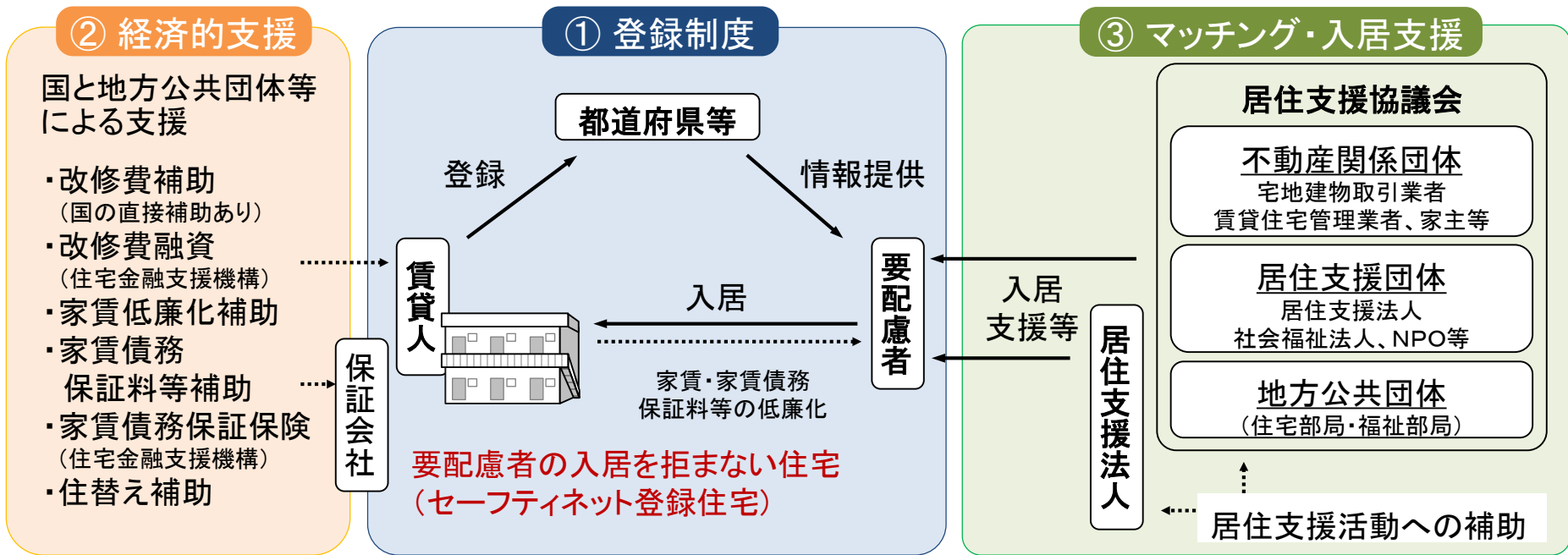
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



こどもエコすまい支援事業の概要

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

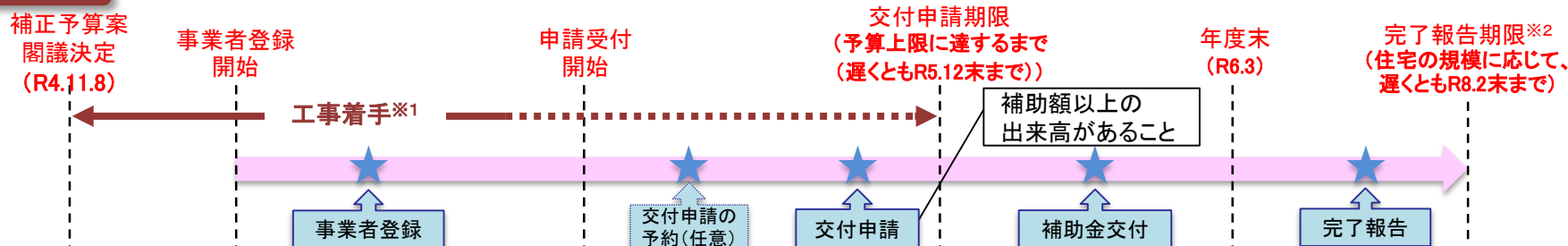
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)との**ワンストップ対応**を予定

地域少子化対策重点推進交付金

令和5年度執行予算案 100.0億円 (R5当初案 10.0億円、R4補正 90.0億円)

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率：2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- ・結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成
- ・若い世代向けのライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率：3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率：1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- ・多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率：1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を補助)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース (補助率：2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

○ 一般コース (補助率：1/2)

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円



正社員・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）

同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにする。

不合理な待遇差の禁止（パート・有期法8条、9条）

- 同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止
- 裁判の際に判断基準となる「均衡待遇」（法8条）、「均等待遇」（法9条）を規定

均衡待遇：待遇ごとに、その性質・目的に照らして、
①職務内容 ②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み） ③その他の事情のうち
適切と認められる事情を考慮して、**不合理な待遇差を禁止**

均等待遇：①職務内容 ②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、
パート・有期雇用労働者であることを理由とした**差別的取扱いを禁止**

※ 「職務内容」とは、業務の内容+責任の程度をいう。

※ 「その他の事情」として、職務の成果、能力、経験、労使交渉の経緯などが考慮され得る。

労働者に対する待遇に関する説明義務（パート・有期法14条）

- 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができ、事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならない。

◆ 派遣労働者については労働者派遣法において同様に規定

◆ 同一労働同一賃金は、令和2年4月1日から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）

同一労働同一賃金の徹底

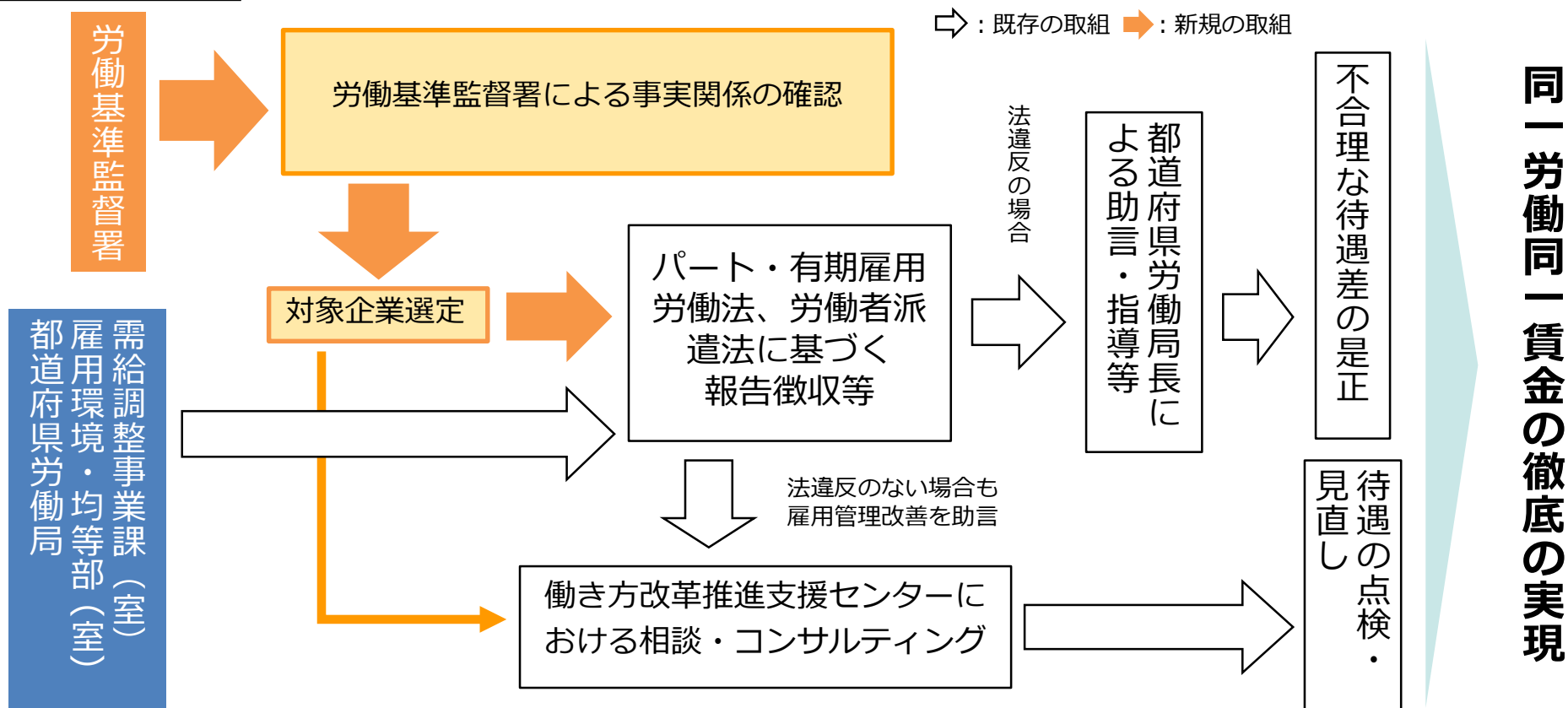
① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

② 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

③ 施策の具体的内容



1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

正社員化
支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）
※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

①有期→正規： **57万円**（42.75万円）

②無期→正規： **28.5万円**（21.375万円）

①有期→正規： **90万円**（67.5万円）

②有期→無期： **45万円**（33万円）

③無期→正規： **45万円**（33万円）

※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① **9.5万円**（大企業も同額）

② **4.75万円**（大企業も同額）

※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、
①**11万円**②**5.5万円**（大企業も同額）

人への
投資

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円（大企業も同額）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父
① **9.5万円**（大企業も同額）
② **4.75万円**（大企業も同額）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定
1事業所当たり**9.5万円**（7.125万円）

処遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用

① **3%以上5%未満**： **5万円**（3.3万円）

② **5%以上**： **6.5万円**（4.3万円）

1事業所当たり **60万円**（45万円）

1事業所当たり **40万円**（30万円）

23.7万円（17.8万円）

なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 **5.8万円**（4.3万円）
2～3時間延長かつ6%以上昇給 **11.7万円**（8.8万円）

※令和6年9月末までの金額

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり **20万円**（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円**（12.6万円）



わかものハローワーク等の概要

◆ 「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」等の設置（平成24年度から設置）

フリーター等の正社員就職の支援拠点として『わかものハローワーク』（全国22か所）、『わかもの支援コーナー』等（全国195か所）を設置し、**就職支援ナビゲーター**が中心となり以下の支援を実施。

【対象者】おおむね35歳未満で正社員就職を希望する求職者であり、不安定就労の期間が長い方や
安定就労の経験が少ない方等

【実績】ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職者数：約10.8万人（令和3年度）

【主な支援メニュー】

- 初回利用時のプレ相談の実施、担当者制によるマンツーマンでの個別支援
- 正社員就職に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介
- 正社員就職に向けたセミナー、グループワーク等の各種支援メニュー
- 就職後の定着支援の実施 等



セミナーの様子

◆ 「就職支援ナビゲーター」の配置

- 若年者の採用・就職活動等に精通した専門の職業相談員として、わかものハローワーク等に配置。
- キャリアコンサルタント等の有資格者や企業の人事労務管理経験者等を採用。

人材開発支援助成金（令和4年度）

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

支給対象となる訓練	助成対象	対象労働者	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業事業主以外
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 ・熟練技能育成・承継訓練 ・認定実習併用職業訓練について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<認定実習併用職業訓練に限る> 実施助成(定額)：20(11)万円/人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等		特定訓練コース以外の訓練について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人
特別育成訓練コース	事業主	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等)	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練について助成	OFF-JT 経費助成： ・正社員化した場合：70% ・非正規の場合：60% 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<有期実習型訓練に限る> 実施助成(定額)：10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	事業主	雇用保険被保険者	有給教育訓練休暇制度(5日間)の導入に対する助成	経費助成(定額)：30万円
人への投資促進コース	事業主	雇用保険被保険者	・高度デジタル人材訓練 ・成長分野等人材訓練 ・情報技術分野認定実習併用職業訓練 ・定額制訓練 ・自発的職業能力開発訓練について助成	OFF-JT 経費助成：45～75(45～75)% 賃金助成： 760～960(380～960)円/時・人 OJT<情報技術分野認定実習併用職業訓練に限る> 実施助成(定額)：20(11)万円/人
			長期教育訓練休暇制度(30日間以上)の導入及び当該期間中に支払った賃金に対する助成	経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給時>：6,000円/日・人
			教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を導入した場合に助成	経費助成(定額)：20万円
事業展開等リスティング支援コース	事業主	雇用保険被保険者	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	OFF-JT 経費助成：75%(60%) 賃金助成：960円(480円)/時・人

※一部のコース・メニューにおいて、生産性要件を達成した場合に助成率等の加算あり。

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
(無料 (テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)
+通所手当+寄宿手当を支給

実施機関

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練 機関等(都道府 県からの委託)
主にものづくり分野 の高度な訓練を実施 (金属加工科、 住環境計画科 等)	地域の実情に応じた 多様な訓練を実施 (木工科、自動車 整備科等)	事務系、介護 系、情報系等モデル カリキュラムなどに よる訓練を実施



対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
(無料 (テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月(※1)

※1 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間(2週間～)で設定可

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通所
手当+寄宿手当を支給(本人収入が月8万円
以下(※2)、世帯収入が月40万円以下(※
3)等、一定の要件を満たす場合)

※2 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などは月12万円以下

※3 令和5年3月末までの時限措置

実施機関

民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース> 基礎的能力を 習得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して 習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、 情報系(ソフトウェアプログラマー養成科 等)、医療事務系(医療・調剤事務 科等)等)



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

令和3年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	108,150	-	25,265	-	82,885	-
うち施設内	31,787	86.1%	25,217	87.4%	6,570	82.5%
うち委託	76,363	73.0%	48	47.9%	76,315	73.1%
在職者訓練	92,467	-	54,220	-	38,247	-
学卒者訓練	15,841	96.5%	5,554	99.2%	10,287	95.5%
合計	216,458	-	85,039	-	131,419	-

令和3年度求職者支援訓練 実績
(基礎コース) 5,217人 就職率：53.9% (実践コース) 23,043人 就職率：60.0%
受講者数：28,260人

求職者支援制度について

概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能

スキーム



対求職者

- ・職業訓練受講給付金
(月10万円、通所手当、寄宿手当)
- ・求職者支援資金融資

実績(令和3年度)

求職者支援訓練受講者数 28,260人
 職業訓練受講給付金初回受給者数 13,371人

認定職業訓練実施奨励金

- ・基礎コース：6万円
- ・実践コース：5～7万円
- ※受講生1人1月当たり

対訓練実施機関

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月 (就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から) ※シフト制の方などを対象とした訓練コースは2週間から (令和5年3月末までの特例措置)	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

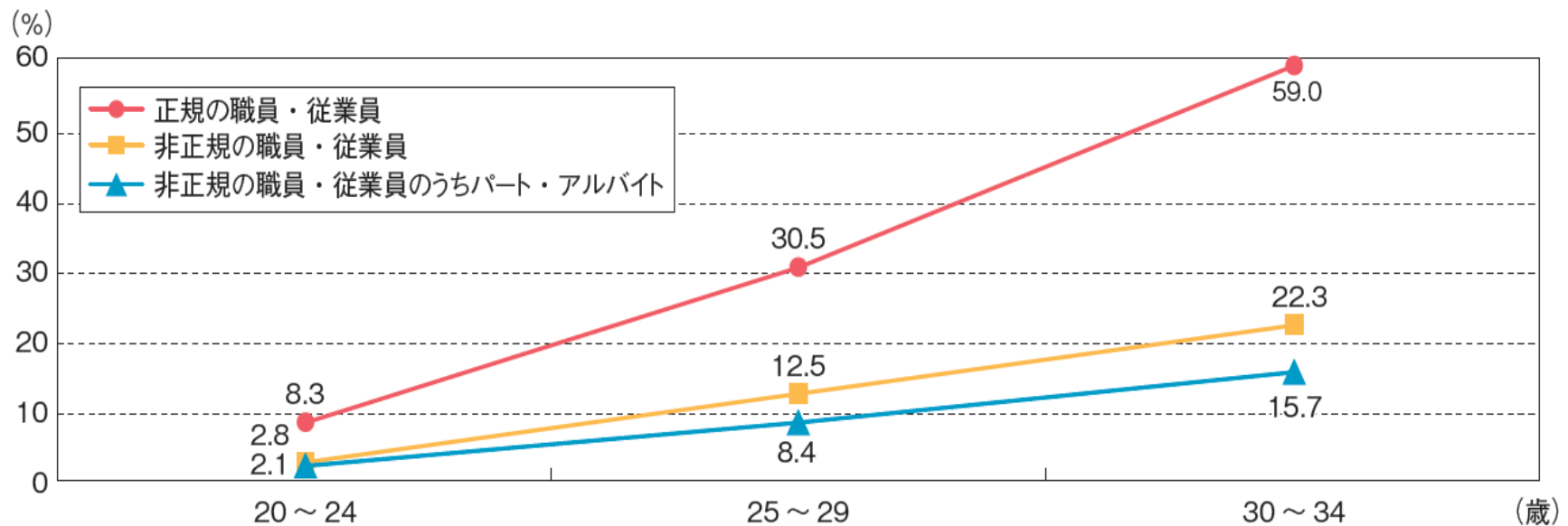
教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する(4月、10月の年2回)教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) <特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象>
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)		
対象講座数	2,670講座(2022年10月時点) 累計新規指定講座数 4,580講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small>	517講座(2022年10月時点)	11,431講座(2022年10月時点)
受給者数	34,835人(2021年度実績) / 135,681人(制度開始~2021年度) <small>※いずれも初回受給者数。</small>	2,407人(2021年度実績)	89,458人(2021年度実績)
対象講座指定要件(講座の内容に関する主なもの)	次の①~⑦の種類のいずれかに該当し(【】内は講座期間・時間要件)、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であった定時制により訓練期間が4年となるものを含む)※5】</small> ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ^{※5} <small>就職・在職率の実績が一定以上 (商業実務、経理・簿記等)【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small> ③ 専門職大学院(MBA等) 【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small> ④ 大学等の職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程、経営等) ^{※1} <small>就職・在職率(正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率)の実績が一定以上 【正規課程:1年以上2年以内、特別の課程:時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small> ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等)^{※2} 【時間が120時間以上(ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上)※3】かつ期間が2年以内</small> ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座(AI、IoT等) ^{※4} 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 <small>就職・在職率の実績が一定以上</small> ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ^{※5} <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科:4年、専門職短期大学・学科:3年以内】</small>	次の①~③の種類のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small> ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (ITSSレベル2以上(120時間未満のITSSレベル3を含む)) <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small> ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <small>就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。</small> ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制:期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制:3か月以上1年以内	次の①又は②の種類のいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、 訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制:期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制:3か月以上1年以内
	※1:2016年4月から適用 ※2:2016年10月から適用 ※3:2017年10月から適用 ※4:2018年4月から適用 ※5:2019年4月から適用		指定講座例 ○ 輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係(同行援助従事者研修等) ○ 専門的サービス関係(社会保険労務士、税理士等) ○ 情報関係(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係(簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係(宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係(技能検定等) ○ その他(大学院修士課程等)

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

- 男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率は、
- ・正規の職員・従業員では25～29歳で30.5%、30～34歳で59.0%
 - ・非正規の職員・従業員では25～29歳で12.5%、30～34歳で22.3%
 - ・非正規の職員・従業員のうちパート・アルバイトでは25～29歳で8.4%、30～34歳で15.7%
- ⇒雇用形態の違いにより配偶者のいる割合が異なっている。

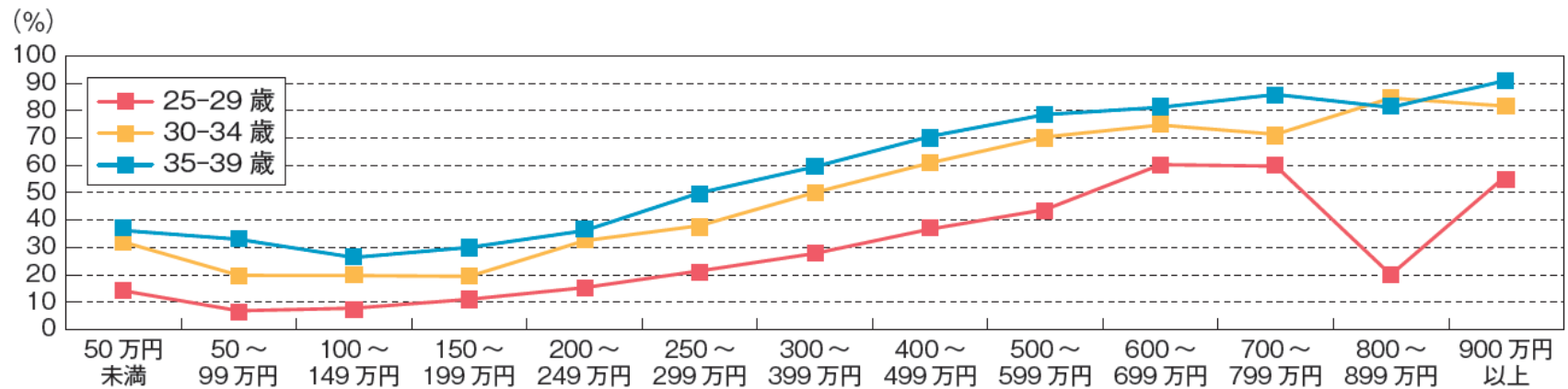


資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

注:数値は、未婚でない者の割合。

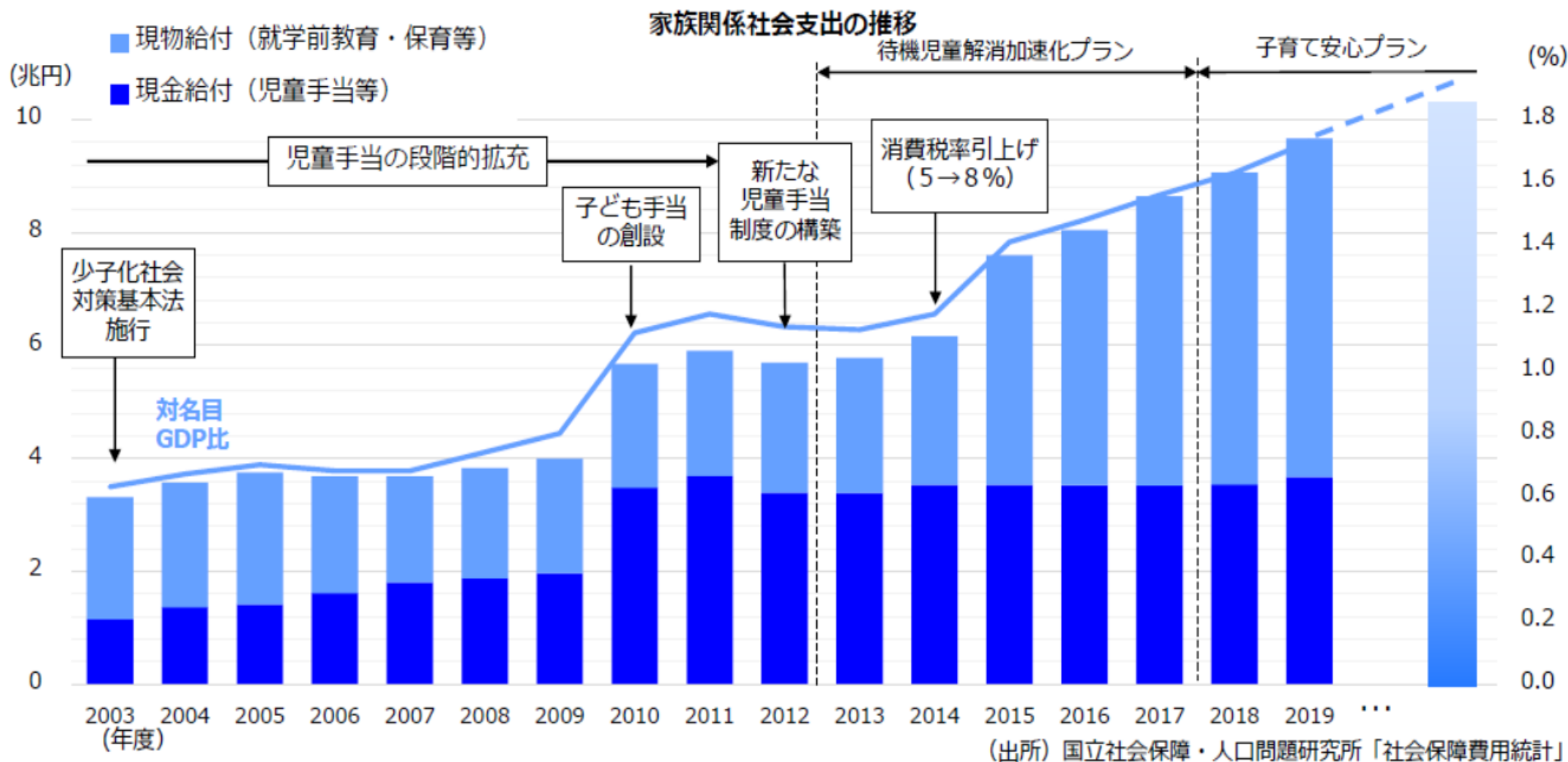
男性の年収別有配偶率

○いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。



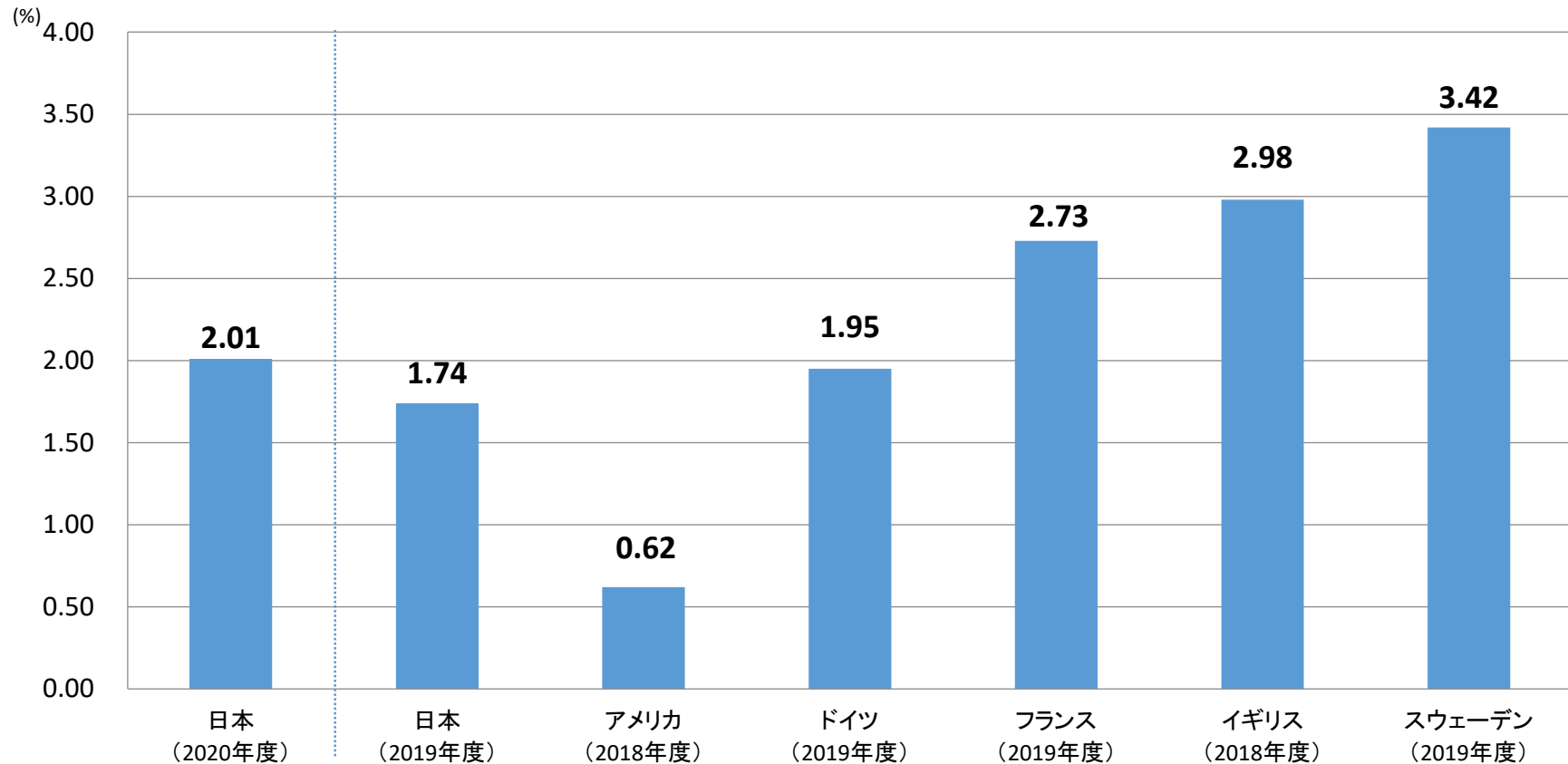
資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)

注: 本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。



※ 「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
 ※ 2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比+約0.16%相当）。

家族関係社会支出の国際比較（対GDP比）



※資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2020年度)

注1. 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上(決算額ベース)。

注2. 計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|-------------|--------------------------|
| ・児童手当 | ……………現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 | ・雇用保険 | ……………育児休業給付、介護休業給付等 |
| ・社会福祉 | ……………特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等 | ・生活保護 | ……………出産扶助、教育扶助 |
| ・協会健保、組合健保 | ……………出産手当金、出産手当附加金 | ・就学援助、就学前教育 | ……………初等中等教育等振興費、私立学校振興費等 |
| ・各種共済組合 | ……………出産手当金、育児休業手当金等 | | |

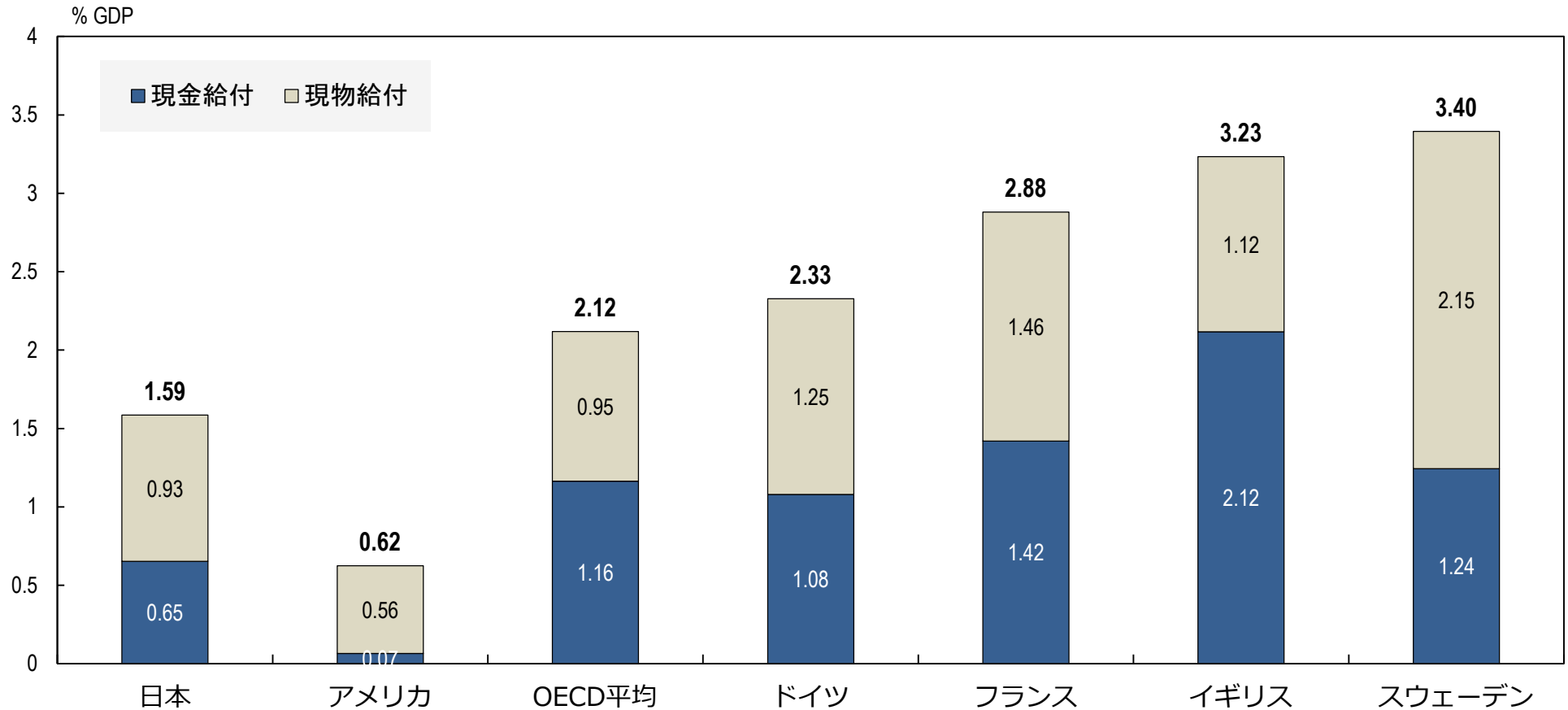
3. 諸外国の社会支出は、2022年6月23日時点の暫定値。

※日本においては、2019年10月から、幼児教育・保育の無償化(平年度で約8,900億円)を実施。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業(子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金等)などの影響がある。

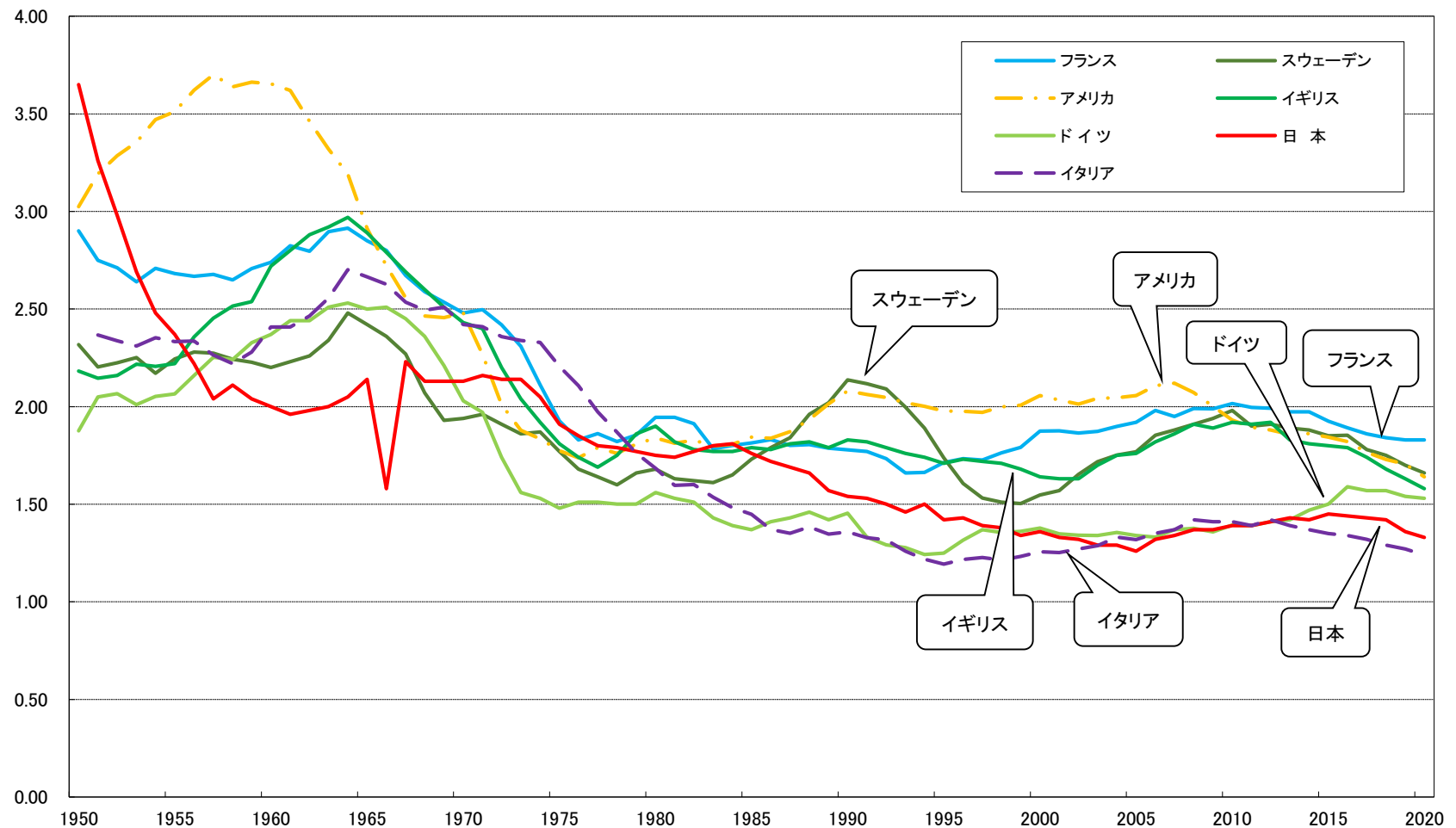
※参考：各国の国民負担率(対国民所得比)は、日本(2022年度)46.5%、アメリカ(2019年)32.4%、ドイツ(2019年)54.9%、フランス(2019年)67.1%、イギリス(2019年)46.5%、スウェーデン(2019年)56.4%。(出典：財務省「国民負担率の国際比較」)

家族関係社会支出の国際比較（現金給付・現物給付別、対GDP比）（2017年）



(資料) OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」(2017年)より作成。

諸外国の合計特殊出生率の動き（欧米）



資料: 諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等、1960~2018年はOECD

Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注: 2021年は、日本1.3、アメリカ1.66(暫定値)、フランス1.83(暫定値)、スウェーデン1.67、イギリス1.61となっている。

主要国との国際比較

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
第1子出生時の 母親の平均年齢	30.9 (2021)	27.1 (2020)	29.9 (2020)	28.9 (2020)	29.1 (2020)	29.7 (2020)
長時間労働者の割合 (週49時間以上) (2020年) ※イギリスは2019年	計 15.0% 男性21.5% 女性6.9%	計 14.2% 男性18.3% 女性9.5%	計5.9% 男性8.9% 女性2.6%	計 9.1% 男性12.3% 女性5.7%	計 11.4% 男性16.1% 女性6.1%	計 5.7% 男性7.8% 女性3.3%
6歳未満の子どもを持つ 夫の家事・育児時間 ※うち育児時間	1:54 ※1:05 (2021)	3:07 ※1:11 (2018)	3:00 ※0:59 (2004)	2:30 ※0:40 (2004)	2:46 ※1:00 (2004)	3:21 ※1:07 (2004)
6歳未満の子どもを持つ 妻の家事・育児時間 ※うち育児時間	7:28 ※3:54 (2021)	5:48 ※2:34 (2018)	6:11 ※2:18 (2004)	5:49 ※1:57 (2004)	6:09 ※2:22 (2004)	5:29 ※2:10 (2004)

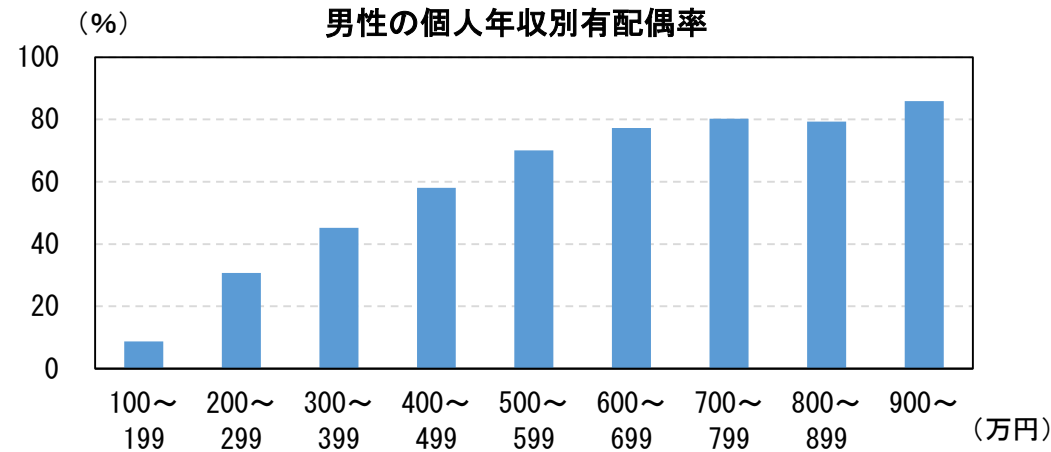
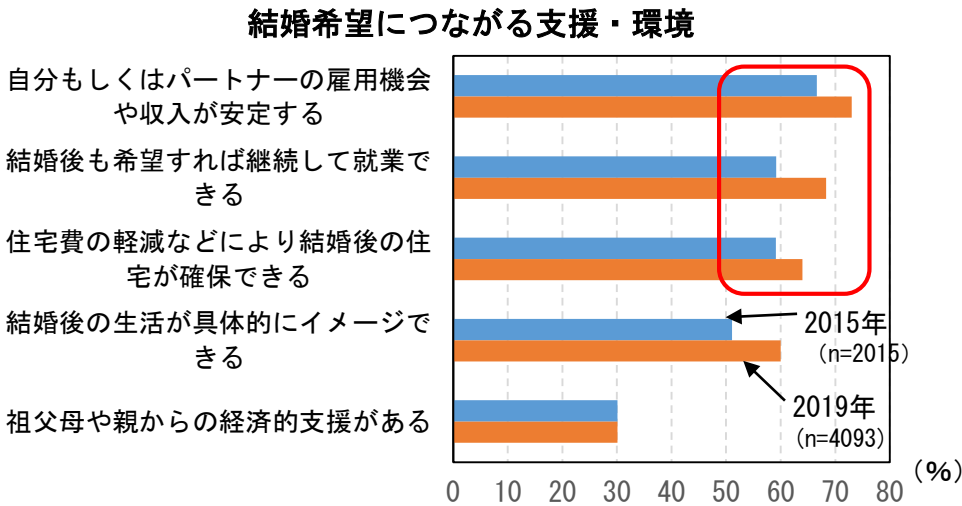
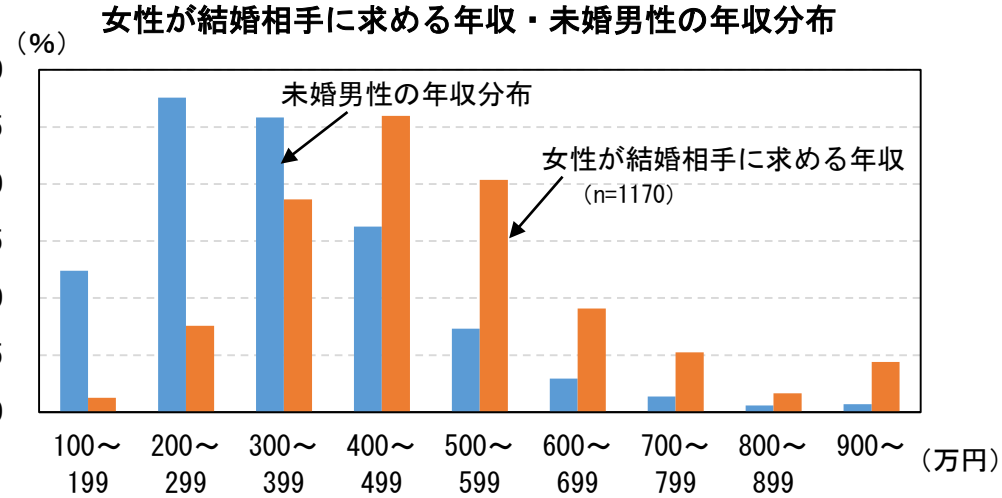
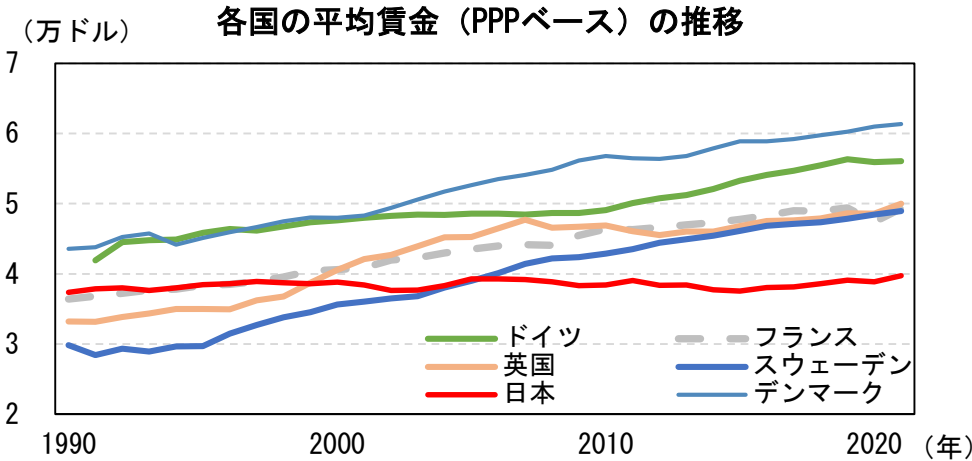
資料出所:

女性の平均初婚年齢: 日本は厚生労働省「人口動態統計」、その他の国はOECD Family Database

第1子出生時の母親の平均年齢: 日本は厚生労働省「人口動態統計」、その他の国はOECD Family Database

長時間労働者の割合: JILPT「データブック国際労働比較2022」

6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事・育児時間: Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」

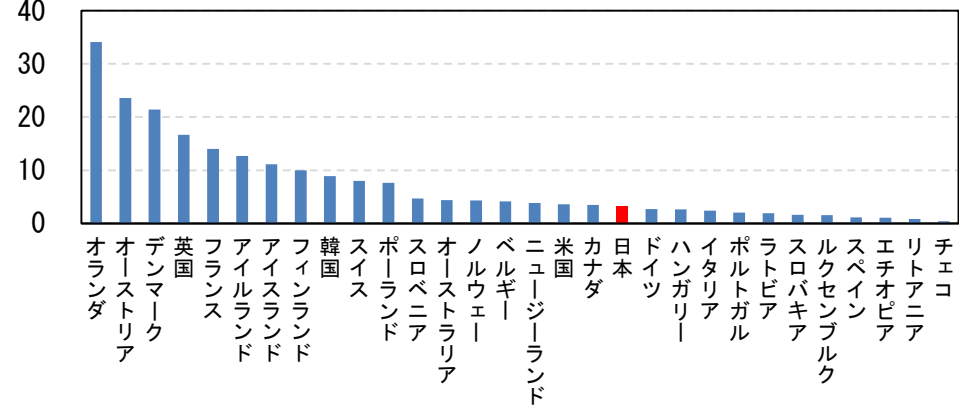


(備考) 左上の図：OECD.statにより作成 (PPPベース、2021年価格で実質化)。左下の図：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」(2019年3月実施)、「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」(2015年1月実施)により作成。『そう思う』及び『ややそう思う』を選択した者の割合。前者は20~49歳、後者は20~44歳の未婚で結婚意向のある男女が調査対象。右上・右下の図：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」(2019年3月実施)、総務省「就業構造基本調査」、労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」により作成。女性が結婚相手に求める年収は20~39歳の未婚で結婚意向のある女性が調査対象であり、『分からない』を選択した者を除外して算出。男性は25~39歳。

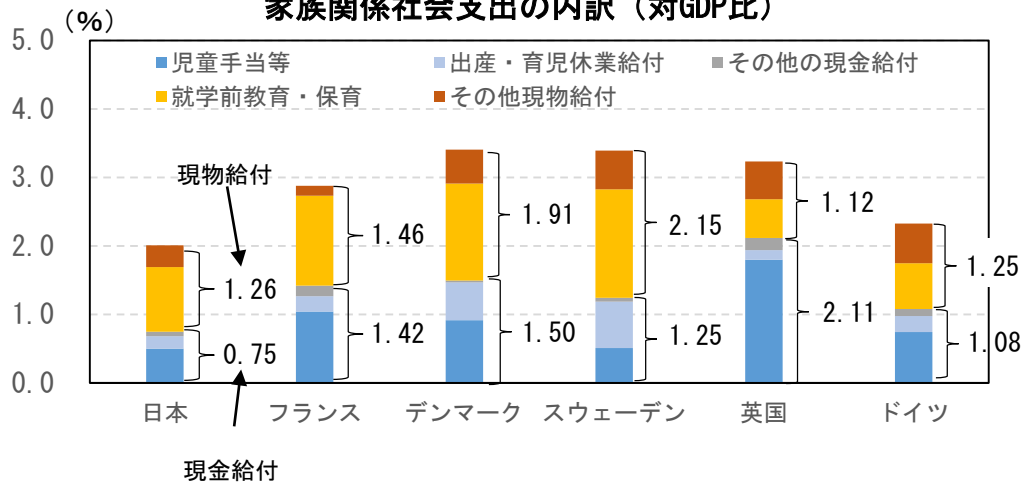
先進国における出生率など

	出生率	家族関係社会支出 (GDP比)	住宅手当 (GDP比)	高等教育費全体に占める公的支援の割合	男女の家事時間倍率
フランス	1.79	2.88	0.69	75	1.7
デンマーク	1.72	3.41	0.72	85	1.3
スウェーデン	1.67	3.40	0.32	83	1.3
英国	1.56	3.23	1.38	24	1.8
ドイツ	1.53	2.33	0.73	81	1.6
日本	1.30	2.01	—	33	5.5

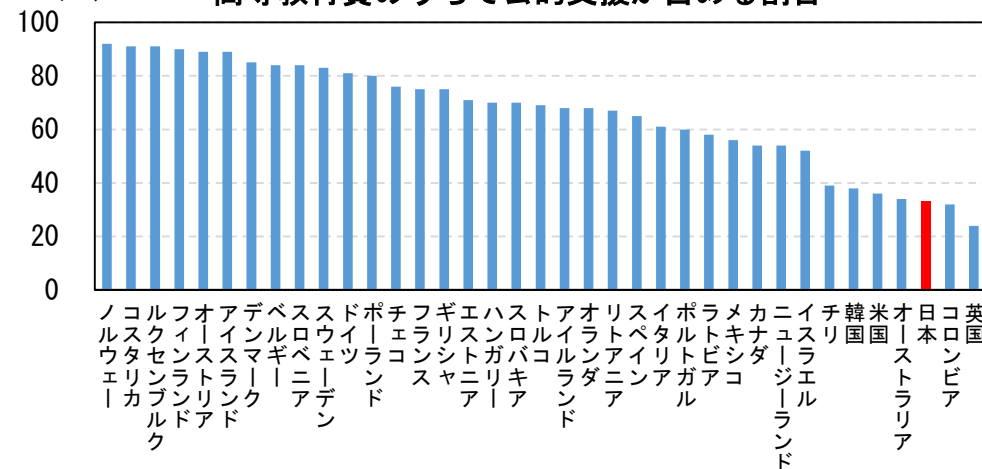
全体の住宅の中で公営住宅が占める割合



家族関係社会支出の内訳 (対GDP比)



高等教育費のうちで公的支援が占める割合



(備考) UN Population Division Data Portal、OECD.stat、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」により作成。出生率は2021年。家族関係社会支出は家族を支援するために支出される現物給付及び現金給付を計上したものであり、国の補助事業の地方負担分や地方単独事業分を含む、日本が2020年(10.8兆円)、他は2017年の数値。住宅手当は直近年の数値であり、生活困窮者支援のものを除くベース。高等教育は2019年の数値であり、日本は修学支援新制度の導入(2020年度)前の数値であることに留意が必要。男女の家事時間及び公営住宅は直近年の数値。